

## 「新企業法施行前に設立された企業における取締役会の決議ルール改善」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>新企業法の施行前に設立された企業は、旧企業法の規定より強制的に全会一致ルールを適用することとされ、現行定款の議決ルールは全会一致に拠ることとなっている。新企業法の制定により、取締役会の全会一致ルールは見直されたが、新企業法の施行前に設立された企業が新企業法の規定に基づく議決ルールに移行する場合には、現行定款の議決ルール(全会一致)に従う必要があり、実態として全会一致ルールから議決ルールを変更できない。新企業法の施行前に設立された企業は、依然として新企業法の規定を適用できず、新企業法施行後に設立された企業に比べて不公正な取扱いとなっており、早急な改善が必要である。</p> <p>本問題点は、日越共同イニシアティブ・フェーズ2でも取り上げられ、2007年10月9日のWT会合において、製造業についても新企業法の議決ルールに変更するための定款変更は取締役会出席者の過半数で良いこととする旨、担当部局より説明があったが、必要な法令が未だ整備されていない。</p> <p>本件について、計画投資省は上部機関に諮ったところ、既存の定款は企業間で自主的に合意されたものであり、その合意を尊重すべきであるとの見解を得ている。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>日系A社は、企業再登録手続きに際し、定款の修正作業を実施しているが、以下の困難に直面した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再登録に関しては取締役会にて提案、再登録の方向で作業を開始することとした(2006年12月BOM)。</li> <li>・定款修正に関しては日越出資両社、及び合弁会社より事務局を任命し、ワーキング・チーム(以下WT)を発足させ、本WTが実質的作業を行い、取締役会に提言することとした(2007年10月BOM)。</li> <li>・しかしながらWTでは、越側WTメンバーは定款修正に関して、実質的な協議には応じず、結果として機能不全となり、取締役会に対して提言が不可能な状況となった(2007年11月-2008年4月)。</li> <li>・上記WTの報告を受け、日側取締役より“合弁会社が契約した法律事務所にて作成された定款修正案をもって企業再登録を実施する”ことに関する緊急動議が提案され、全取締役11名中、日方取締役(7名)賛成、越側取締役(4名)保留との結果となった(2008年4月BOM)。</li> <li>・定款修正に関する越側の合意を得られないまま、当該当局に企業再登録申請を実施(2008年6月)。</li> </ul> <p>すなわち、一連の手続き、協議の間、越側出資者からの合意、協力を得ることができず、また、旧定款はその修正に関しては“全会一致”とされているため、今回の定款修正決議の有効性に関する解釈が日越間で分かれた状態となっている。つまり、日越共同イニシアティブ・フェーズ2の最大の成果とされている取締役会の全会一致決議ルールの撤廃が現実には実行されていない実態となっている。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
共通投資法、統一企業法等	
4. 行動計画	
<p>新企業法施行前に設立された企業は出資比率に関わらず強制的に取締役会での全会一致ルールを適用することとされており、現行定款の定める手続きによっては全会一致ルールから新企業法の定める議決ルールに移行することは困難である。</p> <p>従って新企業法施行以前に設立された企業が新企業法の定める議決ルールに移行するため定款を変更する際には、取締役会出席者の過半数の合意があればよいとする等、新企業法への移行が実質的に可能となるよう、法令の早期整備を図る必要がある。</p> <p>計画投資省は、日本側の提示した上記課題を認識し、上部機関に報告し、その結果を日本商工会に通知する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2010年7月20日計画投資省で開催されたWT会合において、計画投資省が上部機関に対して本件に関する日本側の懸念を報告し、その結果を2010年9月末までに日本側に報告する事で、双方合意。2010年10月7日現在、ベトナム日本商工会に報告は届いていない。</p> <p>2010年11月15日に開催された評価WTを経て、改正Decree108号のドラフトについて越側から日本側に対して情報共有がなされる旨合意。12月2日に情報共有が行われたが、12月3日のモニタリング会合で、Decree108号に、全会一致ルールの記載が無いことが確認された。</p>	△

## 「外国投資の窓口機能の一層の強化」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資省が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講ずる体制を整えている。然しながら依然として地方関係官庁(計画投資局、工業団地管理委員会)においては法の解釈及び執行にバラツキが発生している。更なる窓口機能及び調整機能の強化により、投資家が安心してベトナムでの投資を推進できるようにする必要がある。	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
2008年6月30日まで行うことになっていた企業再登録手続において、政令第101号により提出を要求されている以外の書類の提出を要求する機関があった。また、企業再登録した場合、それまで取得していた恩典は継続されることになるにも関わらず、継続されない事例が発生した。	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
計画投資省と関係省庁との連携の枠組みの構築、地方分権の推進と権限の明確化を行い、地方関係官庁(投資局・工業団地管理委員会)への指導等、投資家が更に安心してベトナムでの投資を推進できる体制を構築する。具体的には、計画投資省外国投資庁において、定期的に関係省庁及び地方関係官庁の担当者を集めて投資相談日を設定する等、投資管理に責任を有する国家機関の窓口としての機能を一層強化する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
計画投資省は、外国企業ミッションの受入れ、VBF(WorkingTeam)との協議、日本企業向けにはJapan Deskの設置等を実施した。また、投資促進に関するガイドブック、条件付投資分野に関するガイドブックも作成した。しかし、条件付投資分野において、中央政府と地方政府との解釈の相違が散見されるので改善の必要がある。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国投資促進政策アドバイザーの派遣(2005年～、JICA)(2009年6月末まで派遣を延長した)</li> <li>・外国投資環境整備プロジェクト(2007年8月～2010年8月、JICA)</li> <li>・第3次から第6次貧困削減支援貸付(PRSC)を供与</li> <li>・投資関連コスト比較調査(2008年、JETRO)</li> <li>・日系製造業実態調査(2008年、JETRO)</li> <li>・海外投資アドバイザーの配置(2006年～、JETRO)</li> <li>・日本語ウェブサイトによるベトナム投資環境情報発信(2008年、JETRO)</li> <li>・ビジネスフォーラムや投資環境セミナーの日本国内及びASEAN域内での開催(2006年～、JETRO)</li> <li>・外国投資促進のための行政官キャパシティ・ビルディング(2008年、日ASEANセンター)</li> <li>・ベトナム投資ガイドの出版(2008年、JBIC)</li> <li>・投資促進セミナー(2008年、日ASEANセンター)</li> <li>・日本からの投資視察ミッションの派遣(2008年、日ASEANセンター)</li> <li>・ベトナムからの訪日ビジネスミッション受入協力(2008年、JETRO)</li> </ul>	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国投資促進支援アドバイザーの派遣延長</li> </ul> <p>【日本側の対応】計画投資省(外国投資庁)の継続依頼に基づき、2010年6月まで延長、その後も新たなアドバイザーを派遣した(2010年8月～2011年8月)。</p>	
日本側の進捗	

## 「工業団地に隣接するワーカーの生活環境公共インフラ整備」

ベトナム側関係機関	計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>外資が集中する工業団地の特徴として、20歳前後を中心とした遠隔地出身の若年層が急激に集積する傾向が見られる。そのほとんどが、住宅環境、医療・教育施設などの公共サービスが質量共に十分でない環境の中での生活を強いられている。また、それらの工業団地は市内中心部から離れた場所に開発されることから、若者にとっての娯楽施設も少なく、職場とアパートとの往復による無味乾燥な毎日となりがちである。このような都市生活に十分でない環境の元での生活によるストレスの蓄積が、ストライキの原因の一つと考えられる。</p> <p>また、2. 事例に示すように、労働力確保の為に工業団地勤務のワーカーの住宅対策が必要となっており、工業団地管理会社や企業の自主努力に加えて公営住宅を含む生活環境公共インフラ整備が求められる。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>外資企業が多数入居する大規模工業団地では地方出身の工場労働者が急増している一方で、工業団地周辺の生活環境インフラの整備が追いついていない。企業の寮は、その企業の従業員しか住むことが出来ないのも、誰でも住むことが出来て、結婚や子供が出来た後も住むことが出来る幅広い部屋の種類を持つ公営住宅の整備や、託児所・幼稚園・学校、スポーツ施設といった文化・教育機関、病院・警察等の公共社会施設の整備が地方出身の工場労働者の生活水準向上の為に必要と考えられる。</p> <p>(ベトナム南部ドンナイ省のA工業団地の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A工業団地(ベトナム南部ドンナイ省)には19,000人のワーカーと1,000人弱のスタッフ(中間管理職)が働いている。</li> <li>・ワーカーについては、約60%が地方出身で、残りが地元採用である。地方出身者は、3~4人単位で、一人当たり約10万ドンをシェアし、A工業団地周辺の民家を間借りしている。ワーカーが間借りしている民家の家賃が最近の物価高で高騰しており、同じ家賃でも生活環境は悪化しつつある。解決策として、住宅手当を今後支給する若しくは手当額を上げることを既に日系企業では実施又は検討中である。</li> <li>・ベトナム南部全体でも日本企業の間でワーカー用の寮を建設している例は2社しかない。しかし、今後ワーカー確保という観点から、遠隔地や団地周辺の民家が少ない地域にある工業団地を中心に、寮の建設を検討する必要があると思われる。この際、企業が負担することにも限界もあるため、工業団地管理会社や企業が自前で建設する寮に加えて、地方政府による公営住宅の建設も必要である。</li> </ul>	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>モデルとなる工業団地を選定し、計画投資省、市・省人民委員会の主導の下、工業団地周辺ワーカー用の生活環境公共インフラ整備計画を策定し、インフラ整備を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. モデルとなる工業団地を選定し、計画投資省、モデル工業団地の立地する省人民委員会、その他の越関係官庁等(労働者の代表を含む。)、モデル工業団地管理会社とその入居企業の参加するタスクフォースを設置する。また、計画投資省は、タスクフォースで検討すべき課題の整理を行う。(2009年3月末まで)</li> <li>2. タスクフォースは、モデル工業団地をベースにした工業団地生活環境インフラ整備計画の案を作成し、計画投資省に提出する。その際、計画投資省は、必要に応じて、関係機関に対し、生活環境公共インフラ整備計画の案を作成するために必要な支援を要請する。日本側は、計画投資省からの要請を踏まえ、必要な支援を検討する。</li> <li>3. 計画投資省は、次のステップを検討し、決定した上で、越政府に報告する。</li> </ol>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2010年10月19日、計画投資省と在越日本大使館の協力を得て、工業団地周辺における労働者の居住環境整備に関する公開セミナーを開催。</p>	△
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>越側からの支援要請を踏まえ、日本側は、生活環境公共インフラ整備計画の作成に必要な支援を行う。日本は貧困削減支援貸付(PRSC)の判断に当たり、ビジネス環境整備を重要視している。</p>	

## 「食の安全性確保」

ベトナム側関係機関	農業・農村開発省、保健省、商工省、公安省
1. 現状の問題点	
<p>2006年に日本が輸入したベトナム産エビ及び同調製品の合計金額は5億7,200万ドルに上った。ところが、2007年には4億6,900万ドルで、前年比18.1%の減少となった。その主な原因は、日本の水際検査で、合成抗菌剤の一種であるクロラムフェニコールとフラン剤の代謝物の残留が検出されたためである。この問題を重視した日本側は、水産大臣に書簡を送付し、改善を求めた。ベトナム側もそれに呼応する形で、農業・農村開発省農林水産品品質管理局が中心となって、VASEP及び水産加工会社が検査体制の充実等の対策に乗り出した。しかし、現時点においても事態は一向に改善していない。問題が解決しない理由は、現在のベトナム側の対応が水産加工会社を中心とする川下のみの対応に限られ、薬品の流通、漁師・養殖業者に対する啓蒙・指導、取締り等の川上対策が不十分であるためである。この状況が続くことは、単に日越間の水産物貿易を冷えこませているだけに止まらず、食の安全性に関わる問題がベトナム産品全般のイメージ低下にもつながり、日越貿易の健全な発展に悪影響を与えかねない。</p>	
2. 事例	
<p>2008年に入ってから5月まででも以下の17件の事例が発生している。5月の事例を参考までに下記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム企業Aが輸出した加熱後摂取冷凍食品(養殖エビ)からクロラムフェニコールが検出される。</li> <li>・ベトナム企業Bが輸出した加熱後摂取冷凍食品(エビフライ)から名古屋でAOZが検出される。</li> <li>・ベトナム企業Cが輸出した冷凍むき身エビ類から東京でフラゾリドンが検出される。</li> <li>・ベトナム企業Dが輸出した加熱後摂取冷凍食品(エビ餃子)から成田空港でクロラムフェニコールが検出される。</li> </ul>	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>(1)動物性医薬品の取扱いの管理、及び関連する法令の整備。 (動物性医薬品の取扱いに関する技術基準の整備並びに使用、販売及び生産に関する許認可制度の導入等。)</p> <p>(2)動物性医薬品使用に関する啓蒙活動の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導機関の体制強化(指導員養成プログラムの作成、指導員の増員、巡回指導の強化等)</li> <li>・広報活動の強化(使用可能医薬品のリスト作成及びパンフレットやビラ等による同リストの配布等)</li> <li>・違反事例が起こった際の対象漁民・農家・取扱業者等への指導強化(違反時の再指導及び違反(指導)内容の公表の義務化等)</li> </ul> <p>(3)生産業者(特に養殖エビについて)を特定出来る仕組み作りの検討(生産者登録制度、生産者から水産加工業者までの履歴管理シートの作成制度等の検討、仕組み作りに向けたアクションプラン作成等)</p> <p>(4)官民それぞれの役割に応じた、衛生的な生産・検査体制の構築に向けた諸活動の検討・実施(検査施設・設備の近代化・増設、検査技術向上・体制強化に向けたロードマップの作成、製氷・冷蔵施設の強化並びにそれに向けた指導等を検討し、可能なものから実施)</p> <p>(5)農業・農村開発省品質管理局の能力強化。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>(1)2009年、動物性医薬品の取扱・管理に関する政令153号を公布した。</p> <p>(2)「食の安全」に関する啓蒙活動をマスメディア(新聞、テレビ、ラジオ)を通じて展開中。10月28日～11月5日にかけて地方行政担当者、農水産物生産者及び輸出業者に対する国の食品安全施策のワークショップを開催。ただし、末端の生産者の意識改革までは実現できていない。</p> <p>(3)生産業者を特定できるシステム(養殖業者の登録、加工業者の番号登録制度の導入)の素案を作成した。2010年11月15日の評価WTの意見交換を受け、同日、日本側から本システム内容及び関連通達の情報提供を依頼。11月29日、関連通達(越語)が情報提供された。</p> <p>(4)2009年、政令56号、117号、118号を公布し、輸出先に応じて、生産時、収穫時における農業・動物性医薬品の残留値、品質についての検査基準を定めた。検査業務に関しては、民間委託している。検査技術向上・体制強化に係る日本への技術協力プロジェクト等の要望書が既に農業農村開発省から計画投資省に対し提出されており、今後、計画投資省を通じて、大使館へ正式に要請される見込み。</p> <p>(5)日本人専門家による各地での食品安全セミナーの開催やNAFIQADの検査体制強化に向けた技術協力プロジェクトの立案支援など、一定の成果が挙げられている。</p>	<p>(1)◎</p> <p>(2)△</p> <p>(3)○</p> <p>(4)○</p> <p>(5)○</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生と植物防疫(SPS)協力にかかるプロジェクト形成調査(JICA)</li> <li>・食の安全に関する専門家派遣(JICA、2009年)</li> <li>・農水産物の安全性・検査体制強化のための技術協力プロジェクトの立案支援(JICA専門家、2010)</li> <li>・農水産物生産者及び輸入業者、地方行政担当者に対する食品安全施策ワークショップの開催(JICA専門家、2010)</li> </ul>	

## 「報道被害の予防対策実施」

ベトナム側関係機関	情報通信省
1. 現状の問題点	
<p>ベトナムに投資した外資企業について、製品の品質についての不適切な報道や労働者の賃金、生活状況に関する誤報が散見される。そのような場合、個別企業が各報道機関等に対して申し入れを行う等の対応を取っているが、企業の名譽を損ねることにより損失を受けたり、ストライキの引き金になる等のおそれがあるため、不適切な報道に対する組織的かつ迅速な対応が求められる。一方で、情報通信省内に新聞局とラジオ・TV放送及び電子情報局が設置されており、新聞法、改正新聞法等に基いた誤報に関する処理機能を保有しているにもかかわらず、ほとんどの日本企業には認知されていない。誤った情報による報道被害の予防対策の観点からも、監督機関である情報通信省を交えた日本企業、報道機関の情報交換の場の設置が求められる。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>日本企業A社は、労働者への賃金が適切に支払われていないといった誤報が報じられたことを受け、ストライキの引き金になりかねないとして、関係省及び報道機関に対して抗議を行った。報道機関は誤報であることを認めたものの、記事に対する修正は結果的に行われなかった。</p> <p>日本企業B社は、長年野ざらしになって錆び付いた部品を組み込んで販売したとの誤報が写真付き（当該写真は実際に部品として組み込まれなかったものである。）で報じられ、企業イメージの大きな損害を受けた。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>越報道機関と日本企業との相互理解を深めるため、情報通信省の代表者、日本商工会、越の報道機関等による会合を毎年一回程度開催し、適正な報道に向けた情報交換・意見交換を行う。（会合においては、越の報道機関と日本企業との相互理解を更に促進していくための機会、方法についても検討する。）</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2010年11月12日に、情報通信省、報道機関、ベトナム日本商工会による意見交換会を情報通信省内会議室で実施し、MICによる報道被害に関する制度や対応についての説明、日本企業から被害事例の報告や制度の運用などに関する要望等について意見交換を行った。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p>情報通信省より、報道被害に対応するため、日本商工会に対して以下の要請があった。</p> <p>・情報通信省が報道機関に対して新聞雑誌法に従うよう指導を行うため、日本企業は、報道機関による誤報があった場合には、情報通信省に文書にて報告する。</p>	
日本側の進捗	

## 「流通業の多店舗展開規制の明確化、販売品目ネガティブリストの撤廃」

ベトナム側関係機関	商工省
1. 現状の問題点	
<p>・政令(Decree No.10/2007/QD-BTM)別表1によれば、流通権(購買代理・小売・卸・フランチャイジー)については外資系企業には1店舗までは認められるが、2店目以降の出店は既存店舗の数や市場の需給等の経済的必要性を考慮して判断されるとされている。通達(Circular No.09/2007/TT-BTM、Circular No.05/2008/TT-BCT)によれば、外資系小売業が多店舗展開を進めようとする場合、2店目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度等の判断基準により、その可否を地方の人民委員会が判断するとされている。この出店の可否に係る判断基準が不明確であり、予測可能性・審査プロセスの透明性が低い点が問題であるばかりでなく、そもそも、外資系小売業のみが競争上不利な状況に置かれることも問題である。</p> <p>・政令(Decree No.10/2007/QD-BTM)によれば、外資系小売業による販売品目に制限がかかっており、小売業として販売が必要な商品も制限されている。(例:Husked Rice, Sugarcane and sugar beet, Tobacco and cigars, etc)。食料品や貴金属製品など百貨店やスーパーマーケット等において扱う商品群を、外資系小売業についてのみ販売禁止とすることは、外資系小売業を国内の小売業に対して競争上不利な状態にするものであり、問題である。</p>	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>・判断基準が明らかにされていないため、認可の可否を予測することが困難である。また、認可を受けるまでの時間についても、認可制では届出制とは異なり、おおよその期間の目途をたてにくい。</p> <p>・WTO加盟後に展開された外資系小売店舗においては、米やビールを除く酒類、タバコは販売できない。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>Decree No.10/2007/QD-BTM Circular No.09/2007/TT-BTM</p>	
4. 行動計画	
<p>(1)外資系小売業の多店舗展開規制に関し、日本側と意見交換を行う。 (2)外資系小売業の販売品目制限に関し、日本側と意見交換を行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2009年6月2日、商工省と日本側とで多店舗展開及び販売品目規制に付の意見交換会を実施。ただし、現在、商工省より「小売業に関する政令(案)」が公表されているところ、ホーチミン日本商工会より意見書が提出されているなど、本件取り扱いを注視していく。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>・日本における類似の規制の変遷(例えば、大規模小売店舗法から大規模小売店舗立地法への政策転換)についての情報を提供。</p> <p>・制度設計に向けた具体的内容の提案。</p> <p>・日本からの進出希望企業からの要望のとりまとめと紹介。</p>	

## 「マクロ経済の安定化」

ベトナム側関係機関	中央銀行、首相府、財政省
1. 現状の問題点	
<p>投資に当たっては、マクロ経済の安定が大前提である。ベトナムは2007年に8.5%と引き続き堅調な経済成長を遂げたが、一方で、高インフレ、貿易赤字の急拡大、信用残高の急増、急激なドン安等、マクロ経済上の懸念も出てきている。加えて、昨年1月にWTOに加盟して国際経済への統合が進む中、世界経済の失速、国際的な原油や食料価格の高騰等、外的な不安要因もある。</p> <p>こうした中で、ベトナムが魅力的な投資先であり続けるためには、市場実体を踏まえた柔軟かつ迅速なマクロ経済政策の実施、及びマクロ経済運営の透明性の確保が必要不可欠である。</p>	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p><b>【制度改善(柔軟かつ迅速なマクロ経済政策実施のための環境整備)】</b></p> <p>(1)国家銀行の自律性の向上(国家銀行法の改正に向けた準備を着実に行う。)</p> <p>(2)重要経済指標(国際収支、外貨準備高等)を適時に公表する。</p> <p>(3)実質金利を正値化するとともに、ファイナンス会社をはじめとする銀行以外の金融機関が健全な経営を行えるよう貸出金利規制の適正化方を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4)商業銀行の信用リスク管理の向上を図る(銀行による資産格付の方法につき、国家銀行決定2005年493号第6号から第7への移行を促進する。)</p> <p>(5)市場実体に応じた金融・為替政策を実施するため、市中で資金調達等に問題が起こった際に金融機関が相談するための窓口を設置する。</p> <p><b>【透明性の確保】</b></p> <p>(1)マクロ経済運営に関する関係省庁と日本側(日本商工会及び大使館、JICA、JETRO、JBIC)との定期的な情報交換、意見交換を実施する。</p> <p>(2)外国投資庁と我が国投資家との対話を確保する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p><b>【制度改善】</b></p> <p>(1)国家銀行の自立性向上を図る国家銀行改正案が国会に提出された。2010年国会において採決を予定している。</p> <p>(2)IMFより公表されるようになった。国家銀行は、外貨準備高等の公表を可能にするよう、首相に提言している。</p> <p>(3)消費者ローン、クレジットカードローンに関しては、金融機関と顧客との間で合意された金利が適用されることとなり、基準貸出金利の適用対象外とされた(首相指示627/VP-CP-KTTH(2009年1月23日)及び国家銀行施行規則01/2009/TT-NHNN(2003年1月23日))。また、新国家銀行法案及び新金融機関法案においては、貸出基準金利制度の廃止、金融機関貸出への金融機関と顧客との間で合意された金利の適用が規定されている。</p> <p>(4)現在、3銀行が7号へ移行済みであり、10程度の銀行が7号への移行を国家銀行に申請中。2010年中に引当てのガイドライン作成を予定している。本件につき、2010年11月22日に開催された評価WTを経て、11月30日、越側よりDecree493(越語)を入手。</p> <p>(5)2010年11月22日に開催された評価WTにおいて、国家銀行の窓口は国際協力局であり、日本金融機関が相談する際には、国際協力局長宛に文書を提出すれば、案件に応じて担当者が紹介される旨合意した。</p> <p><b>【透明性の確保】</b></p> <p>(1)2009年1月19日及び2009年4月23日、中央銀行と日本側とで、経済動向(経済成長率推移、国際収支、外貨準備高)、為替動向、金融政策等について、日越間で意見交換を実施した。引き続き、日越間で意見交換・情報交換を行う。</p> <p>(2)外国投資庁と我が国投資家との対話の確保については、WT1-2と同じ。</p>	<p><b>【制度改善】</b></p> <p>(1)○ (2)○ (3)○ (4)○ (5)○</p> <p><b>【透明性の確保】</b></p> <p>(1)○ (2)○</p>
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>・国家銀行に対してJICA専門家を派遣(2006年12月:2008年8月以降プロジェクト化、JICA)</p> <p>・外国投資庁に対して外国投資促進政策アドバイザーを派遣(2005年～、JICA)</p>	

## 「法人税の損金項目の明確化・詳細化等」

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
税制は外国企業が進出を検討する際に極めて重要な要素となっており、将来を見据えた税制を制定することにより、外国企業の安定的な誘致に関して、ベトナムを魅力的な国とすることができる。また、昨今のストライキ時の要求項目にも福利厚生改善・拡充が一部含まれた如く、福利厚生は直接的に従業員の満足度、ひいては企業活動の継続性に影響する項目であり、日本商工会としては福利厚生関連経費は企業活動に関連する経費として原則損金にするべきものと考えている。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
新法人税法第9条第二項(n)(o)、Decree 24/2007/ND-CP, Circular 134/2007/TT-BTC PART III	
4. 行動計画	
(1)日本商工会の意見を聴取して損金算入項目の明確化・詳細化及び損金計上範囲拡大の可否につき検討の上、通達等において必要な措置を講じる。 (2)日本商工会の種類の様々な疑問や検討要求内容をベトナム当局に伝えるため、必要に応じて、意見交換を行う。また、意見交換の結果、必要に応じて公文書で対応する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>(1) Decree 124/2008/ND-CPおよびCircular 130/2008/TT-BTCが発効され、ネガティブリスト方式で損金不算入範囲が規定された。また、寄付金等の一定の費用については損金計上範囲が拡大された。</p> <p>(2) 2009年4月、財政省が主催し、新税法に関する日本企業向け説明会を開催した。2010年7月、本件について財務大臣宛に意見書を提出した。内容は損金算入項目の拡大についての具体的提案、インボイスが無い場合の柔軟な対応など。その後2010年9月に越側から回答があった。越側からは、法律的・国際的事情を踏まえ、現時点で可能な回答を行ったが、日本側は一部の質問、要望について十分な回答・対応が得られていないと認識。</p> <p>2010年11月24日に開催された評価WTにおいて、本件については、引き続き協議をしていくことで合意した。</p>	<p>(1)○</p> <p>(2)△</p>
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務行政改革支援プロジェクト(フェーズ2)(2008年8月～2011年7月、JICA)</li> <li>・租税総局にJICA長期専門家を派遣(JICA)</li> </ul>	



## 「短期滞在者課税免除手続きの改善」

ベトナム側関係機関	財政省、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>現在、外国人のベトナム滞在日数が暦年で182日以内の場合、税務上の非居住者と看做され、ベトナム源泉所得に一律25%（2009年1月から20%）でベトナム個人所得税が課せられている。日本との間では租税条約により短期滞在者課税は相互免除と規定され、免除要件として双方共に届出制となっている（ベトナムは2007年に認可制から届出制に変更）が、ベトナムにおいては従来と同様の様々な資料の提出が求められ、かつ、実質的に税務署の承認が必要とされており、租税条約が有効に機能していない。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>基本的にビジネスで訪越した外国人は、日本での課税所得に応じて、滞在日数割で課税される。一般的に、日本での控除は個人の確定申告による還付により行われるため、ベトナムにおいて支払われた（会社が負担した）個人所得税が会社に還付されることはなく、企業にとっての負担が重い。実体上、手続きに様々な資料提出を求められ（特に、我が国では入手できない居住者証明書の提出が義務化されている）、かつ、税務署の承認が必要とされるため、多くのケースで申告者が途中で手続きを諦め、短期滞在者免税制度が機能していない。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
Law on PIT、日越租税条約、Circular60/2007/TT-BTC, Circular133/2004/TT-BTC	
4. 行動計画	
182日以内の短期滞在者に関する免税手続きに関し、日本商工会の意見を聴取の上、免除手続きの改善を検討し、必要な措置を講ずる。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2010年7月、本件について財務大臣宛に意見書を提出した。内容は居住者証明に代わってパスポートでの運用を認める、というもの。その後2010年9月に越側から本案は実務上難しいとの回答があった。2010年11月24日に開催された評価WTIにおいて協議の結果、双方にて引き続き検討と協議を継続して行くことになった。</p>	△
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国に於ける申告FORMのベトナム側への提供</li> <li>・税務行政改革支援プロジェクト(フェーズ2)(2008年8月～2011年7月、JICA)</li> <li>・租税総局に長期専門家を派遣(JICA)</li> </ul>	

## VATインボイスの公正な運用

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
<p>現在、10万ドン以上の取引については、原則として、VATインボイスの発行を要し、また、企業側も適切なVATインボイスを入手しないと、VATの控除や法人税の損金算入ができない。一方、実務上は、インボイスを発行しようとする企業が存在したり、また、VATインボイスの記入漏れがあるため、証憑としての機能が果たされず、VAT控除や法人税の損金算入が否認されることがある。また、VATインボイスの訂正には、関係当事者間での覚書作成及び税務署の承認が必要とされ、実務上極めて煩雑な手続きとなっている。さらに、NonTariffZoneにある企業が緊急の材料購入や資材の購入を市中で行う場合に、VATが課税されるが、還付のための手続きがないため、コストとして認識される、負担が重くなる。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>代金支払い時に担当者がいない等の理由でVATインボイスが発行されず、後日送付されたVATインボイスは、記載内容や金額に誤りや記入漏れがある。          正規のVATインボイスでないため、損金参入が否認される。          VATインボイスが発行できない、またはしない取引先がある。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
Law on VAT	
4. 行動計画	
<p>VATインボイスの扱いについてより厳格に規定した改正VAT法、及び改正法人税法が2009年1月より施行されることに伴い、日本商工会の意見を聴取の上、VATインボイスの適正発行の確保のための方策、VATインボイス訂正手続きの簡素化及びNon Tariff Zone企業に対するVAT課税のあり方を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>Decree123/2008/ND-CPおよびCircular129/2008/ND-CPが発効された。2010年7月、本件について財務大臣宛に意見書を提出し、その後2010年9月に越側から回答があった。越側からは、法律的・国際的事情を踏まえ、現時点で可能な回答を行ったが、日本側は一部の質問、要望について十分な回答・対応が得られていないと認識。          2010年11月24日に開催された評価WTにおいて、本件については、引き続き協議をしていくことで合意した。</p>	△

## 国有企業株式会社化に伴う、戦略的投資家選定と譲渡価格の決定方法

ベトナム側関係機関	財政省
1. 現状の問題点	
Decree109/2007/ND-CPに、国有企業の株式会社化に伴う戦略投資家への株式譲渡価格が一般投資家向けの平均落札価格を下回ってはならないと定められている。結果として割高な落札価格となり、戦略投資家候補企業が投資できない状況となっている。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
直近、株式会社化された国有企業の戦略投資家選定が長期間遅れており、株式上場も延期となっている。	
3. 根拠法令及び条項	
Decree109/2007/ND-CP	
4. 行動計画	
Decree109/2007/ND-CPを改正し、戦略投資家が投資可能な価格となるようなプロセスに変更する。当件に関する日越の議論の場を設定する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>財政省にて、戦略投資家が投資可能な価格決定プロセスを創設するため、Decree109/2007/ND-CPの改正法案のドラフトを策定中。また、実務上の運用は弾力的に行われるようになってきている。</p> <p>2010年11月24日に開催された評価WTを経て、本件について、2010年12月27日に、日越の議論の場を持つことが決定した。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>・日本は第3次から第6次貧困削減支援貸付(PRSC)を供与。</p> <p>(注)PRSCプロセスにおいては、我が国は国営企業及び国営商業銀行改革に関心を持って参加している。</p>	

## 「貸出上限規制の緩和と適正水準のプライム・レートの設定」

ベトナム側関係機関	ベトナム中央銀行
1. 現状の問題点	
<p>2008年5月16日以前は民法第476項で上限金利を中央銀行の定める基準貸出し金利の150%までと規定されていたが、厳格な運用はされておらず、これを超える金利についても黙認されていた。また、中央銀行も当該規制を撤廃する方向で検討しているとコメントしていた。</p> <p>2008年5月16日に中央銀行の決定第16号/2008/QD/NHNNが公布(5月19日より発効)され、当該規制が中央銀行の管理下で厳格に適用されるようになった。さらに、6月10日の中銀総裁からの通達で、融資手数料等の徴収も禁止された。</p> <p>銀行の企業向け貸出しと銀行又はファイナンス会社の個人向け貸出しの上限金利が同一のため、ファイナンス会社が事業を行う場合に銀行からの借入が年利20%超、貸出上限金利が21%では収益が確保できず、事業が成り立たない状況となっている。</p> <p>注:ファイナンス会社は預金業務を行わないため、銀行借入で資金調達し、事業を行うのが一般的である。 現在の上限金利は21%でインフレ率よりも低くなっており、経済原則に全くそぐわないものとなっている。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>現地で事業を行っている日系ファイナンス会社はないため、現状では影響が無いが、新規参入の障壁となる。日本では上限金利は年利18%と定められているが、銀行からの借入金利が3~4%程度と低く、また株式発行や債券(社債)による資金調達も可能である。</p> <p>東南アジアでは、タイやマレーシアといった比較的安定した国では上限金利規制を設けているが、フィリピンやインドネシア等の新興国では上限金利規制は行われていない。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
中央銀行 Decision No. 16/2008/QD NHNN Civil Code 第476項(Interest)	
4. 行動計画	
<p>(1)実質金利のプラス化を意図し、基準貸出し金利の150%と定める上限金利水準の引き上げを行う。</p> <p>(2)柔軟かつ適正なる基準貸出し金利の設定方式を確立する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>(1) 消費者ローン、クレジットカードローンに関しては、金融機関と顧客との間で合意された金利が適用されることとなり、基準貸出し金利の適用対象外とされた(首相指示627/VPCP-KTTH(2009年1月23日)及び国家銀行施行規則01/2009/TT-NHNN(2003年1月23日))。</p> <p>(2) 新国家銀行法案及び新金融機関法案においては、貸出基準金利制度の廃止、金融機関貸出への金融機関と顧客との間で合意された金利の適用が規定された。</p>	<p>(1)○</p> <p>(2)◎</p>

## 「適正な労使関係の構築」(不適法なストライキ防止のため)

ベトナム側関係機関

労働・傷病兵・社会問題省、ベトナム労働組合総連合会及び支部組合

## 1. 現状の問題点

労働法の定める手続に拠らないストライキ(「不適法なストライキ」という。)が多発している。その一因は健全な労使間交渉の経験の少なさ、労働者への教育不足、違法に対する実効性に乏しい法制度及びその制度適用にある。そもそも国民への遵法教育は政府の責務であり、労働者への各種教育は労働組合法に以下の通り明確に示されている通りであるが、社会・経済変動の著しい今日のベトナムでは、まだ、健全な労使関係の構築およびその主体となるべき健全な労働組合の組織化への対応が遅れていると言える。

労使共に発展する協調型労使関係の確立、それを可能とする健全な労働組合の育成と合法的団体交渉の確立を労働行政担当官及び労働者に指導し、不適法なストライキ及び無秩序な交渉を排除していただきたい。日本は、過去様々な経緯を経て「労使協調型」の労使関係を確立し、それが、その後の更なる経済発展をもたらしたとも言える。適正な労使関係の構築がいかに重要であるかを理解し、健全な労使交渉を行わせるために行政と労働組合総連合とが主体的に行動する必要がある。

## [労働組合法]

第2条の3: 労働組合は、労働者が国の主人としての役割を果たすことを組織化し、教育し、及び促進するとともに、ベトナム社会主義共和国の建設及び防衛についての国民の義務を果たすことについて、責任を負う。

第4条の2: 労働組合は憲法及び法律を普及させ、労働者に法律の遵守並びに法違反に対する戦い、社会主義の積極的な建設、及び祖国の防衛、社会主義体制の維持、労働規律、生産的かつ効率的な生産について、教育する責任を負う。

## 2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)

各外国投資企業

## 3. 根拠法令及び条項

労働法 第1章 第9条から第12条

労働組合法 第1章 第1条から第3条、第2章 第4条

## 4. 行動計画

(1)「労使協調型」の労使関係の確立と健全な労働組合の組織化についての日越共催のセミナー、パネルディスカッションを開催する。(例えば、日本の過去の労使関係変遷の経験の披露と検証、ベトナムでの健全な労使関係構築についての討議・意見交換等)

(2)「労使協調型」の労使関係の確立の為、ベトナム当局は、労使双方に対して、労働法令の遵守を徹底する。また、職業訓練学校等の学生に対しても、労働法令の普及・啓蒙を行う。(例えば、教材の作成・配布、研修の実施、受講者への受講証書の発行等)

## 行動計画の進捗

## 進捗の評価

(1)労使協調セミナーを2009年3月15日にハノイ、3月17日にホーチミンにて実施。更により具体的な労使協調関係を構築するため、労働・傷病兵・社会福祉省、労働総同盟と日本企業との間で労使協調フォーラムを2009年6月2日タンロン工業団地にて開催し、7月3日野村ハイフォン工業団地にて実施した。

(2)MOLISAは、日本企業の協力を得て従業員に対する労働法等法令遵守に関する啓蒙活動を行なった。

(1)○  
(2)○

## 5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)

・日本企業は、労働法令を遵守する。また、ベトナム当局と連携を図りつつ、労使関係及び労働環境の改善に向けた取組みを行う。

## 6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

・日本側は、越側の要望を踏まえて、行動計画の実施に必要な支援を検討する。(例えば、ベトナム当局と連携を図りつつ、「労使協調型」の労使関係の確立と健全な労働組合の組織化についてのセミナーを開催する等)

## 日本側の進捗

「不適法なストライキに対する厳正対処」(不適法なストライキ発生後の対処等)

ベトナム側関係機関	労働・傷病兵・社会問題省、公安省、ベトナム労働組合総連合会及び支部組合、中央及び各地区の人民委員会
<b>1. 現状の問題点</b> 労働法の定める手続に拠らないストライキ(「不適法なストライキ」という。)は、操業一時停止やペースダウンにつながり、事業運営に深刻な悪影響を与えている。また、不適法なストライキが発生しても、それを即時停止させる有効な手立てがなく、いたずらに、悪影響を拡大させている。 今後かかる事態が発生しないように、不適法なストライキに対する即効性のある厳正な対処を明確にして、実行をする必要がある。	
<b>2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)</b> 各外国投資企業	
<b>3. 根拠法令及び条項</b> 労働法 第14章 172条から179条 Decree 11/2008/ND-CP Circular 07-2008-TTTLT-BLDTBXH-BTC Decree 133/2008/ND-CP	
<b>4. 行動計画</b> 1. 不適法なストライキに対処するため、各地方に労働行政機関、公安当局、人民委員会などの関係行政機関が連携してタスクフォースを設立する(2008年12月まで)。タスクフォースには、企業からの不適法なストライキに関する情報を受け付けるホットラインを設ける。 2. タスクフォースは、不適法なストライキが起こる兆候(不適法なストライキを扇動するビラ、落書き等)があった場合、企業側と情報をシェアし、必要な対処を行う(扇動者がいる場合は取り締まりを行う等)。 3. 不適法なストライキが発生した際、各企業はホットラインに通報する。タスクフォースは、通報を受けた後、担当者と制服警官を派遣し、「不適法なストライキを速やかに中止し、散会すべき」旨記した書簡を労働者宛に直ちに発行し、不適法なストライキを速やかに散会させ、労働復帰をさせる等の早期解決に向けた対策を講じる。また不適法なストライキを煽る扇動者について、日本企業の求めに応じて、情報の共有化を図り、取締りを強化する。 4. 不適法なストライキが散会した後、タスクフォースは、労働者と使用者とが適切に折衝できるよう努める。 5. 不適法なストライキ解決後、政府、労働者、使用者は、以後の不適法なストライキの防止・抑制のために必要な対処をする(セミナー開催、扇動者の情報共有等)。 6. ベトナム当局は、企業の申し入れに応じ、不適法なストライキを煽る不適切な記事の掲載に対する報道機関への指導を行う。	
<b>行動計画の進捗</b> 日本側から提供申し入れいた21省におけるTask Force List(Hot Lineも記載)入手し、日本企業に配布済。 2010年8月にはMOLISAに対し、扇動者の情報共有と対策の実施を依頼した	<b>進捗の評価</b> ○

## 「最低賃金の改定案の定期的な意見交換」

ベトナム側関係機関

労働・傷病兵・社会問題省

## 1. 現状の問題点

・最低賃金を技能職(ワーカー)の初任給の目安としている企業が多い現状から、最低賃金は労働者が生活水準を維持できるレベルで設定されるべきであるが、現実には物価高騰が激しくそのようになっていない。  
 ・消費者物価指数の上昇率が最低賃金の上昇率を上回っている状況が労働者の不満となり、ストライキの要因の一つになっている。

## 2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）

## 3. 根拠法令及び条項

## 4. 行動計画

毎年9月に中央政府に提出される最低賃金の内容について、ベトナム当局と日本商工会との間で意見交換を毎年、定期的に行う。

## 行動計画の進捗

2009年・2010年9月に意見交換を実施した。日本商工会より意見書を提出した。

## 進捗の評価

○

## 6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

・日本側は、越側の要望を踏まえて、行動計画の実施に必要な支援を検討する。(例えば、最低賃金の調査に関する支援等)

「給与体系表における5%格差を設けるルール、製造系新入社員への教育実施後の7%昇給ルールの見直し検討」

WT3-4

ベトナム側関係機関	労働・傷病兵・社会問題省
<b>1. 現状の問題点</b> ・賃金は、法定最低賃金を確保した上であれば、各企業の施策に基づき、独自で決定するべきものである。また、賃金の決定には職種や仕事内容、役割、能力、成果、勤続年数によるものなど多様なタイプがあり、現行ルールは企業での賃金決定の実態に合わない。	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b> ・政府議定168/2007/ND-CP第2条2項（7%ルール） ・労働傷病兵・社会福祉省28/2007/TT-BLDTBXH（5%ルール）	
<b>4. 行動計画</b> ベトナム当局と日本商工会との間で5%格差を設けるルール、職業訓練受講者（製造系新入社員の会社内教育受講者も含む。）に対しては各地域の最低賃金よりも7%高く設定するルールについて意見交換を行い、改善を検討する。	
<b>行動計画の進捗</b> 最低賃金に関する日本商工会の意見書、及び改正労働法案における意見交換会にて、日本商工会より5%格差を設けるルール、職業訓練受講者の賃金を法定最低賃金よりも7%高く設定するルールを廃止するよう意見具申を行い、MOLISAより検討するとの回答があった。ただし、新労働法の施行が延期されたので、今後は新労働法における取り扱いを注視していく。	<b>進捗の評価</b> ○



「職種を限定した時間外労働時間上限拡大に向けてのベトナム政府との意見交換」

ベトナム側関係機関	労働・傷病兵・社会問題省
1. 現状の問題点	
<p>現行の労働法では、時間外労働は1日4時間、年間200時間（一部特例として年間300時間）と定められているが、専門性の高いIT・技術・会計と言った業務や要員の変更の難しい幹部の運転手など一部の職種では規定の時間外労働時間内で納まらないケースが発生している。他国においても、こうした職種については一般的な規定時間を超えた時間外労働が認められているケースがあり、ベトナムの国際競争力向上のためにも職種を限定した時間外労働の上限見直しが必要である。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>新製品の開発・立上げ業務やITシステム構築等の業務については、規定の時間では納期が守れない事態が生じている。また、日本が四半期決算となったことや、国際会計基準の導入にともない事務部門の負担が大きくなり、決算業務に携わるスタッフについて、規定の時間を超えた残業が必要な状況が生じている。また、日系各社の業務拡大によって、駐在員の運転手も残業が増加しており、規定の時間を超えた残業が必要な状況が発生している。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>Labor Code Article 69, Decree No.109/2002/ND-CP ngày 27/12/2002 guiding implementation on overtime work, Circular No15/2003/TT dated 3/6/2003 issued by Ministry of Labor, Invalids &amp; Social Affairs guiding implementation on overtime work in Decree No.109/2</p>	
4. 行動計画	
<p>職種を限定した時間外労働時間の上限拡大に向けた意見交換をベトナム当局と日本商工会との間で実施する。（2009年4月までに初回開催）</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>改正労働法案において残業時間の上限が300時間に拡大されている。また、改正労働法案に対する日本商工会の意見書に、特殊業務に関する残業時間の上限拡大について検討を要請した。ただし、新労働法の施行が延期されたので、今後は新労働法における取り扱いを注視していく。</p>	○

「雇用契約3回目における強制無期限労働契約における強制契約についての意見交換」

WT3-6

ベトナム側関係機関

労働・傷病兵・社会問題省

1. 現状の問題点

現行法では雇用契約3回目において強制的に期間の定めのない労働契約となるが、これを理由に3回目の契約更新をしないことがあり、結果として労働者の雇用が安定していない。

2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）

3. 根拠法令及び条項

Labor Code Article 27, Section 2

4. 行動計画

雇用契約に関する労働契約の形態に関する意見交換をベトナム当局と日本商工会との間で行い、次回労働法改正に向けて、労働契約の形態を関係機関に提案する。

行動計画の進捗

2009年4月29日及び同年6月10日、意見交換会を実施した。更にMOLISAより日本商工会に対して、改正労働法案が提示され、労働契約の更新について、日本商工会より意見書を提出した。MOLISAが、労働契約の更新に付方法の改定を関係官庁に提案している（改正労働法では3回目の契約更新の際、期限のない労働契約は強制されていない。）。ただし、新労働法の施行が延期されたので、今後は新労働法における取り扱いを注視していく。

進捗の評価

○

「ベトナム政府が行う人材育成の積極的推進策の検討(ワーカー職業訓練、ホワイトカラー人材育成等)と受講者への補助金などの支援策の検討」

ベトナム側関係機関	労働・傷病兵・社会問題省、教育訓練省
1. 現状の問題点	
<p>現在、ワーカーやホワイトカラー(エンジニア、スタッフ等)が日本企業に就職した場合、導入教育やスキルアップ教育でかなりの工数がかかっている。内容によっては資金や工数の関係から受講者数に限界を生じる。一般化できるスキルについては、当局が職業訓練講座を開催し、その受講者について補助をする仕組み等があれば、ワーカーやホワイトカラー(エンジニア・スタッフ)全般の職業能力の拡大につながる。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
教育訓練技術学校関連法規	
4. 行動計画	
<p>WT6-1(裾野産業育成のための行動計画立案)と連携しつつ、ワーカー職業訓練、ホワイトカラー(エンジニア、スタッフ等)の人材育成について、ベトナム当局と日本側との間で、2008年11月末までにタスクフォースを立上げ、短期的・長期的な視野に立った人材育成計画を策定・実施する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>裾野産業育成計画案における能力構築及び人材育成に関するもののうち、労働・傷病兵・社会問題省が主として担当する部分は、日越双方の合意が得られた。また、本行動計画に記載されている技能認定制度について、労働・傷病兵・社会問題省が、日本側専門家による支援も受けつつ、システムの構築を進めている。</p>	○

## 「国際間陸路輸送(中越、東西回廊)の円滑化」

ベトナム側関係機関

交通運輸省、財政省、税関総局

## 1. 現状の問題点

陸路を利用した国境を跨ぐ物流ルートには未だ課題が多く、利便性に欠け、関係各国に進出済みの企業の物流ニーズに対応し切れていないのが現状である。

## 2. 事例

中越回廊(ランソン・友誼関ルート)・東西回廊(ベトナム・ラオス・タイ)の共通事例

- 1) 車両の相互乗り入れができないため、国境において荷物の積み替えを強いられ、余分な費用が発生している。
- 2) 執務時間の制限により夜間対応できていないため、夜間の輸送ができない。

## 3. 根拠法令及び条項

## 4. 行動計画

- (1) 国際間陸路輸送の円滑化のため、税関は、企業が車両の到着時間を予め(到着時間の24時間前まで)報告する場合には、通常の勤務時間外にも通関手続を行う。
- (2) 税関総局は、日本商工会に対し、税関の制度、政策に関する情報を提供する。

## 行動計画の進捗

(1) 行動計画の通り、勤務時間外にも通関手続が行われていることが確認された。  
 (2) 2009年7月、日本商工会より税関総局に対し、情報提供のための会合を申し入れたが、未開催。現在、税関総局は、ウェブサイトによる情報提供を行っていることを踏まえ、今後、日本商工会は、効果的な会合が開催されるよう、議題等に関して検討を行った上で、税関総局に対し、改めて会合の申し入れを行い、税関総局と日本商工会との会合を開催する。  
 2010年9月22日に交通運輸省と、11月11日に税関総局とそれぞれ会合が開催され、制度、政策に関する情報が提供された。

## 進捗の評価

- (1) ◎
- (2) ○

## 「国際航空貨物ターミナルのハード・ソフト面の改善」

ベトナム側関係機関

交通運輸省、NAA、TCS/SGS

## 1. 現状の問題点

南北の航空貨物ターミナルのOperationは現在一社独占状況にあるが、サービスの品質が極めて悪いため、その解決を図る必要がある。

## 2. 事例

顧客重視のマインドの欠如による以下のような事例がある。

- ・ラフハンドリング・・・貨物をける、投げる、踏み台にする(ガーメントと電子部品貨物を同等のものと認識し、取扱う。)
- ・ターミナルスペース(含み駐車場)の問題もあるが、貨物の積み下ろし、搬入に時間がかかる。
- ・貨物の濡れ損
- ・電話、FAXの接続問題(繋がりが悪い。或いは対応しない)

## 3. 根拠法令及び条項

## 4. 行動計画

航空貨物ターミナルのサービス向上に向けて、ターミナル運業者、関係省庁等と日本商工会との間で会議を開催し、現状の改題と改善策(行動計画の策定、実施等)について協議する。

## 行動計画の進捗

2009年8月、日本商工会より交通運輸省に対し、航空貨物の扱い状況及び改善要望を記したレポートを提出し、それを基にターミナル運業者、関係省庁等と日本商工会との間で会議を開催することを申し入れたが、交通運輸省は未回答。

そのため、2010年1月21日、交通運輸省と日本側とで中間評価会合を行った際、日本側より会議の開催を改めて申し入れるとともに、航空貨物の扱いの問題点を報告した。

9月1日にMOTへ三度目の会議開催依頼を提出。現状の課題と改善状況についての両者認識を統一すべく、ベトナム側関係機関を含めた北部空港ターミナル視察実施に向け調整中であるが、10月末現在も回答待ち状態。

11月18日の評価WTIにおいて、ターミナル視察及び越政府関係者を含めた意見交換の開催について調整を開始することについて合意した。その後、12月1日に視察及び意見交換が開催され、課題についての認識共有がなされるとともに、今後、日越コンタクトパーソンを特定し、改善に向け継続的な協議を行うことが確認された。

## 進捗の評価

△

## 「知的財産権侵害の取締強化」

ベトナム側関係機関	科学技術省、商工省、財政省(税関総局)、公安省(経済警察)、文化スポーツ観光省
1. 現状の問題点	
<p>2005年11月知的財産権法が制定され、2004年競争法と併せて、模倣品対策の制度整備は行われた。しかし市場には未だ模倣品が氾濫しており、更なる対策が必要である。中でも各省MMD(経済警察)毎の対応の温度差や、一度強制捜査を行っても3日後にはまた再犯している状況は改善が必要である。</p> <p>また、鑑定機関の認定が遅れているのが原因で、人民委員会の取締りの協力が得られないところもある。</p> <p>Hang Gia、悪品質の商品に対する緊急対策に関する2008年9月8日付首相通達No.28/2008CT-Tが発出されたものの、Hang Nhailについて、人民委員長が取締りを強化すべき旨が明記されていない。</p> <p>注:          ・Hang Gia: デザイン及び登録名称双方が模倣であり、消費者への不利益が明らかな知的財産権侵害品を指す越語。          ・Hang Nhail: デザインは模倣であるが登録名称は別名となっている知的財産権侵害品を指す越語。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>知的財産権侵害の取締当局は、侵害者にとって軽微な罰則が課される1回目の強制捜査は行うが、厳しい罰則が課される2回目の強制捜査には中々踏み込まない場合がある。知的財産権侵害を根絶する為には、取締当局が侵害者に対して毅然とした態度で強制捜査を行う必要がある。二輪車では、商標侵害モデルであっても交通運輸省で車両登録されているものもあり、取締りの対応強化が必要である。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
<p>民法、競争法(2004年)、知的財産権法(2006年)、&lt;04/2008/PL-UBTVQH12&gt;(罰則規定)、政令第105/2006/ND-CP(知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産権法の条項の細則及び施行ガイドライン)、政令第106/2006/ND-CP(工業所有権に関する行政上の罰則措置政令)</p>	
4. 行動計画	
<p>(1)首相より各省人民委員長宛に、Hnag Gia、Hang Nhailの根絶に努めるよう指示を強化し、ベトナム当局は、その結果を公表する。          (2)摘発状況(件数・内容・再発率等)を定期的に公表する。          (3)知的財産権侵害の罰則に関する通達を策定し、公表する。          (4)関連省庁を対象に定期的な啓蒙・PR活動を行う。          (5)知的財産権鑑定機関の鑑定業務を早期に開始する。          (6)127委員会総会後、知的財産権庁は、日本商工会と知的財産権侵害の取締強化に向けた情報交換・意見交換を定期的に行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>(1)首相より関係大臣、各省人民委員長に対し、模倣品(Han Nhailを含む)の取締まり強化を求める指示書を出すため、NOIPIは、原案を作成し、首相官房へ提出。官房にて再調整実施後、再度NOIPIにて確認し、関係省庁とも調整後、最終案を首相官房へ提出済み。現時点、首相より本指示書の発出予定である。2010年11月17日に開催された評価WTを経て、日本側から指示書のドラフト及びDecree65の情報提供を依頼し、同12月2日、関係資料が日本側に共有された。          (2)摘発状況は定期的に公表されていないが、関係各省庁にて個別にデータをWeb等にて公表している。今後はNOIPIにてベトナム全体の摘発状況をまとめ、定期的(6ヶ月毎)にWeb等を使い公表出来る様検討する。また、個々の摘発後の公表に関しては出来るだけ速やかに公表出来る様検討する。          (3)取締に関する政令が公布され、罰則も強化された。          (4)知的財産権保護に関する啓蒙活動(TV番組等)を展開中である。          (5)知的財産権鑑定機関は設置済みで、鑑定業務も開始している。          (6)2009年10月29日、情報交換・意見交換会が実施された。</p>	<p>(1)○          (2)△          (3)◎          (4)○          (5)○          (6)○</p>
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>ベトナム知的財産権執行官等研修(JICA)          ・第3次から第6次貧困対策削減支援貸付(PRSC)を供与(注:PRSCプロセスにおいて、日本としても関心を持っている事項)</p>	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p>日本側の進捗</p>	
<p>日本側の進捗</p>	

## 「知的財産権侵害の制度改善」

ベトナム側関係機関

科学技術省、商工省、財政省(税関総局)、公安省(経済警察)、文化スポーツ観光省

## 1. 現状の問題点

2005年11月知的財産権法が制定され、2004年競争法と併せて、模倣品対策の制度整備は行われた。しかし市場には未だ模倣品が氾濫しており、更なる対策が必要である。その原因の中には、制度的理由から行政処分が困難となっているケースが散見される。

## 2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)

- ・2輪車の例では、意匠侵害モデルが2輪車メーカーの工場内で完成されず、外部倉庫・工場等で外観パーツが組み付けられるケースがある。法令に従い、取締りに侵害の警告書を送付すると悪意ある製造業者は製造場所を変えてしまうため、摘発できない。また、十分な証拠がないと警告書の送付が出来ないこととなっているため、警告書を発送すること自体も困難という問題がある。
- ・日本はじめ世界の多数の国で広く知られているアルファベット商標について、ベトナムでは他社によって登録されており、悪意の登録である可能性が十分あるにもかかわらず、ベトナム国内での周知性を証明しなければ、登録の取消しができない。
- ・異なる車種の前半部分と後半部分とが合体した車や、車体に違うラインナップのカバーをかぶせた完成車が出現してきているが、全体意匠を保護する制度しかないため、これらの不正商品を取り締まることができない。

## 3. 根拠法令及び条項

民法、競争法(2004年)、知的財産権法(2006年)、<04/2008/PL-UBTVQH12>(罰則規定)、政令第105/2006/ND-CP(知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産権法の条項の細則及び施行ガイドライン)、政令第106/2006/ND-CP(工業所有権に関する行政上の罰則措置政令)

## 4. 行動計画

- (1)2輪車の場合、社会に広く行き渡っている商品であり、社会的影響も大きいため、意匠権の侵害についても警告書送達を行政摘発の要件から除外する旨を記載したガイドラインを策定する。または、一般広告(新聞等)での警告で警告書とみなすことができる旨を記載したガイドラインを策定する。
- (2)以下の各1～3の項目について、ベトナム当局は日本商工会と意見交換を行う。
1. 間接侵害の法令整備に向けた検討。
  2. 外国で周知である商標の保護や不正目的の商標登録の排除についての可能性の検討。
  3. 部分意匠の保護制度導入可能性に向けた検討。

## 行動計画の進捗

(1)知的財産権法の改定により、事前に警告書を送付することなく、行政摘発されることとなった。

(2)2009年10月29日、日本商工会とNOIPは意見交換を行った。部分意匠の保護制度導入可能性に向けた検討は遅延している。

## 進捗の評価

(1)◎  
(2)○

## 5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)

- ・日本の関係資料の提供。(法令、基準、ガイドライン等)
- ・JICA知的財産権情報活用プロジェクト
- ・第3次から第6次貧困対策削減支援貸付(PRSC)を供与(注:PRSCプロセスにおいて、日本としても関心を持っている事項)

## 6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応

行動計画を実施するため、越側より以下の要望があった。

- ・知的財産権制度や知的財産権に関する国際案件についての知識・技術等を習得するため、及びベトナムにおける知的財産権侵害の取締業務に携わる問題点を分析する為に日本から専門官の派遣を要望したい。

## 日本側の進捗

## 「知的財産権侵害に関する啓蒙活動」

ベトナム側関係機関	科学技術省、商工省、財政省（税関総局）、公安省（経済警察）、文化スポーツ観光省
1. 現状の問題点	
2005年11月知的財産権法が制定され、2004年競争法と併せて、模倣品対策の制度整備は行われた。しかし、市場には未だ模倣品が氾濫しており、更なる対策が必要である。国全体に知財権侵害を容認する雰囲気がある。また、模倣品だと知らずに買ってしまい、健康被害に繋がるケースもあり、消費者を保護する観点でも啓蒙が必要である。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法CD/DVD等が公然と大量に売られており、真正品のほうが僅少であるため、模倣品・海賊版に対する国民の罪悪感が醸成されていない。</li> <li>・PCメンテナンス業者が、サービスと称して、違法ソフトウェアを無償インストールすることがある。</li> </ul>	
3. 根拠法令及び条項	
民法、競争法（2004年）、知的財産権法（2006年）、<04/2008/PL-UBTVQH12>（罰則規定）、政令第105/2006/ND-CP（知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産権法の条項の細則及び施行ガイドライン）、政令第106/2006/ND-CP（工業所有権に関する行政上の罰則措置政令）	
4. 行動計画	
公衆意識改善のためのロードマップを作成し、実行する。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>関係各省庁で個別にロードマップを作成し、マスメディア・Webサイト・新聞・TV等を利用して個別の宣伝展開を実施している。</p> <p>但し、全体のロードマップを作成するという点では実施されていないので、今後はNOIPが全体の公衆意識改善のロードマップを作成し実行する。</p> <p>2010年11月17日に開催された評価WTにて、越側から具体的な取組の計画について説明があったところ、日本側からその書面での情報提供を依頼。同12月2日に関連情報が日本側に共有された。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・WT5メンバーによる定期的レビュー。</li> <li>・JICA/JETRO専門家からのアドバイス。</li> <li>・一般公衆向けのセミナー開催。</li> <li>・公衆意識改善のためのロードマップに関する資料の提供。（2009年に既に日本側から提供済み。ベトナム側より、再度、ロードマップに関する資料の提供依頼があったため、2010年10月29日に日本側より資料を提供した。）</li> </ul>	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム知的財産権情報活用プロジェクトについては、2008年10月24日に日越間で調印した文書の通り、日本側は、NOIPとも相談しつつ、本プロジェクト終了後の支援の在り方について、今後検討を行う。</li> </ul>	
日本側の進捗	



## 「裾野産業育成のための行動計画立案」

ベトナム側関係機関	商工省、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>越政府は繊維、自動車、二輪、電気・電子、機械を対象とした裾野産業育成マスタープランを2007年7月に首相承認し、日越共同イニシアティブ・フェーズ2では「同マスタープランに基づく実行計画の策定にあたっては、日越で意見交換をする」ことが確認されている。</p> <p>ベトナムに進出している日本企業各社は、コスト競争力向上のために素材・部品・型治具・機械設備などの現地調達拡大を強く望んでいるが、様々な理由で思うようには進んでおらず、2018年に予定されているAFTAによる完全自由化に備えて、裾野産業を育成することが緊急の課題と感じている。</p> <p>これまで日本からのアドバイザー派遣や部品調達商談会開催など多くの支援や活動が行われているが、限られた時間の中で具体的な成果を出していくためには、戦略的かつ重点的な取組みが求められる。また、ベトナム企業の人・資金・技術・組織面の能力レベルには、日本企業が求めるものとの間にまだ相当のギャップがあり、ベトナム企業の育成だけでなく、裾野産業を担う外資企業の誘致策も積極的に実施する必要がある。</p> <p>現在のベトナムの高金利下では、将来有望なベトナム裾野企業が起業・業務拡大をしたり、日本企業が満足する製品を製造できる製造機械設備を購入できる経済的基盤が著しく弱い。</p> <p>ベトナムでは多くの省庁や団体が裾野産業育成に関わる取り組みを行っているが、統一的網羅的に裾野産業育成を担当する機関が存在しない。裾野産業育成と言いつつ、中小企業支援や貧困撲滅支援との混同がされている例も見受けられる。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
<p>A社はハノイ工科大学と共同で地場企業に対する個別育成指導を行っている。講座（座学と現場実習）に出席を希望する企業は多いものの、各企業の現場で直接行う個別指導に対しては積極的に手を挙げる企業が殆どない状況。QCD（品質、コスト、納期）などにおいて、日系企業が求めるレベルとベトナム企業側の認識・意欲の間には相当大きなギャップがあると感じている。</p> <p>B社では、可能性のあるサプライヤー1社を見つけるために100社近く訪問しなければならないのが実態。積極的に売り込みに来る企業は少なく、費用と時間がかかり過ぎる。ビジネスマッチングの為の情報ベースや場の提供に更なる工夫が必要と感じている。</p> <p>裾野産業の多くは資本集約的であり、一定規模以上の需要があることが育成や外資誘致の大前提となる。自動車産業では、国内需要規模の小ささが裾野産業育成の最大のネックと考えている。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
首相決定No.34/2007/QĐ-BCN（2007年7月）「2010年まで、および2020年を視野に入れた裾野産業発展マスタープラン」	
4. 行動計画	
<p>関係する越側の全ての省庁、業界団体と日本側とでタスクフォースを立ち上げ、裾野産業育成のための具体的な行動計画を検討、提案、実施する（日本側からは主要製造業種より幅広い企業が参加する。また、JETROやJICAといった支援機関、そしてVDFがCoordinatorとして加わる。）。タスクフォースの活動計画としては、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（～2008年11月末） <ul style="list-style-type: none"> <li>・日越で裾野産業育成のための行動計画を策定するためのタスクフォースを設置</li> </ul> </li> <li>（～2009年の早期） <ul style="list-style-type: none"> <li>・裾野産業として育成又は誘致すべき、優先度の高い具体的業種・品目の合意</li> <li>・ベトナム企業の現状のレベルと、目指すべきレベルのギャップに関する認識の共有</li> <li>・ベトナム企業育成および外資誘致を促進するための具体的行動計画の策定（重点分野：地場企業データベース構築、ビジネスマッチング、人材育成、技術移転、金融等）</li> </ul> </li> <li>（～フェーズ3終期） <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定された行動計画のうち、短期に実施可能なものについて実施</li> <li>・上記を踏まえた進捗状況評価、フェーズ3以降に向けた行動計画の見直し、精緻化</li> </ul> </li> </ol>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2008年11月、日本側よりタスクフォース及び5つのサブタスクフォース（政策枠組、人材育成、資金支援、外資誘致、ビジネスリンクエージ）のメンバーリストをベトナム側（商工省）提示した。</p> <p>2009年3月13日、Bien商工副大臣、LocVCCI会頭、坂場大使の出席の下、行動計画策定に向けたキックオフ会議が開催された。</p> <p>2009年6月15日、日本側より、ベトナムの裾野産業育成のための行動計画（案）をベトナム側（商工省）に提示した。</p> <p>ベトナム側において、タスクフォース及びサブタスクフォースのメンバーが確定された後、2009年8月より日越間でサブタスクフォース会合を開催し、日本側が提示したベトナムの裾野産業育成のための行動計画（案）について両方で議論を行った。ベトナム側から、行動計画の修正案が提案されたが、ベトナム政府各省庁を含めたコンセンサスを得るには至っていない。一方で、案に織り込まれた日本側の支援については、既に実行に移された項目もある。</p> <p>2010年11月17日に開催されたWT会合において、この行動計画案は日越の明確な合意は得られていないものの一定の評価はできる内容であること、行動計画のうち重要なものから実行に移していくため今後も議論を続けていくことが合意された。</p>	△
5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業政策アドバイザー派遣（ASMED/MPI）（JICA）</li> <li>・中小企業支援センター（TAC）プロジェクト（JICA）</li> <li>・ベトナム日本人材協力センタービジネスコース（外国貿易大学）（JICA）</li> <li>・関係諸機関に対するシニア海外ボランティア派遣（JICA）</li> <li>・中小企業ツーステップローン（JICA）</li> <li>・部品調達展示商談会の開催（2005年～、JETRO）</li> </ul>	

## 「9人乗り以下の乗用車を対象とした自動車産業育成政策の立案」

ベトナム側関係機関 | 商工省、財務省、交通運輸省、建設省、科学技術省、計画投資省、首相府

## 1. 現状の問題点

越政府は自動車産業マスタープランを2004年10月に首相承認し、その進捗状況に関する報告が2007年12月に商工省から首相に提出されている。本マスタープランはトラック及びバスに主眼を置いたものとなっており、そのトラック・バス分野においてはこれまでに成果を上げてきたことは評価できる。一方で、外資系自動車各社が主に生産している9人乗り以下の乗用用途車についてはマスタープランが明確に存在しているとは言い難い状況である。今後ベトナムでもモータリゼーションが進展していく中で二輪車からの代替による乗用用途車需要の増加が発生することは間違いなく、一方 2018年までにはAFTAによりASEAN諸国からの自動車輸入関税が0%となることが決まっていることを踏まえると、9人乗り以下の乗用用途車に主眼を置いた自動車産業育成政策を明確化し、政府と民間のコンセンサスの下に早急に実行に移すことが求められる。

## 2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）

自動車産業、中でもよりハイテク技術高付加価値な産業を要する乗用用途自動車（9人乗り以下）産業を発展させる為には関係省庁の連動した総合的政策が不可欠であるが、十分に検討された計画や法規がない、政策が不安定に変動するなどの事例が見られる。

・自動車関連税制（CBU輸入関税（新車・中古車）、部品輸入関税、特別消費税、所有税など）の短期的な変動が頻発、特に乗用用途（9人乗り以下）に対して変動が突出しており、産業育成する為の中期事業計画を立てられない、投資家の不安心理増に繋がリサプライヤーの誘致がより困難になる等の弊害を招いている。

・インフラ発展計画議論においてモータリゼーションの到来に向け準備するべきと考えられるニーズを十分織り込んだ検討を行っていない。

例1: 国内外を含めた完成車物流増大に向けた完成車ヤードを備え自動車専用船入港可能な港湾などの具体的計画案が無い。

例2: 各都市の開発計画等で、道路インフラの発展計画に関しては多くの議論があるが、乗用用途車市場発展と渋滞緩和に不可欠な都市内の駐車場計画は注目されておらず、建築法内の駐車場設置義務の内容の将来に向けた見直しや違反取締り・罰則強化等は深く検討されていない。

いずれも、中期的な市場・産業発展計画・課題の研究と総合的行動計画が不十分であることが要因の一つと考えられる。

## 3. 根拠法令及び条項

首相決定No.177/2004/QD-TTg（2004年10月5日）「2020年までを視野に入れた2010年までのベトナム自動車産業発展計画の承認」

## 4. 行動計画

日越共同のタスクフォースを2008年11月末までに立ち上げ、9人乗り以下乗用用途車を主眼とした自動車産業発展のための課題と対策を調査・提案する。タスクフォースの構成は、ベトナム側は商工省を中心に関係する全ての省庁の参画を要請し、日本側は自動車メーカーに加え有識者及びJICA/JETRO/JBIC/JAMAなどの援助機関の参加を得る。また、VDFもCoordinatorとして加わるものとする。タスクフォースの活動計画としては、産業界と商工省間にて2008年8月に合意した中長期自動車需要予測を前提とするものとし、以下の通り。

- 1.（～2009年4月） ・産業育成のための主要課題の洗い出し
- 2.（～2010年3月） ・各課題に関する対策と行動計画の議論・合意
- 3.（～フェーズ3終期） ・タスクフォース最終報告書の作成

## 行動計画の進捗

2009年4月の特別消費税改定による課税カテゴリー区分と税率変更の決定により、市場予測および各自動車メーカーの中期商品戦略等は大幅な変更を余儀なくされ、それに伴い自動車産業育成政策及び部品現地調達計画も見直しが必要な状況。新特別消費税下での需要動向の見極めの上、再度部品の現地調達計画策定を行う為、大幅な計画の遅れが発生。WT会合は行なわれていないが、VAMAを通じて、商工省との間で需要予測や戦略モデルの必要性等議論、セミナー等も実施しながら、自動車政策立案を推進中。2010年11月17日に行われたWT評価会合において、他のフォーラムとの間で重複があるため、本WTを解消すべきである旨合意された。

## 進捗の評価

-

1. 現状の問題点

- ・ベトナム政府は自動車産業マスタープランを2004年10月に首相承認し、その進捗状況に関する報告が2007年12月に商工省から首相に提出されている。
- ・ベトナムで活動している日系企業は2018年に予定されているAFTAによる完全自由化に備えてベトナムで生産される自動車の国際競争力強化に取り組んでいるものの、安定的な自動車政策が運営されていないこと、ビジネス環境が整備されていないこと等により、自動車産業発展のベースとなる自動車市場の規模が拡大せず、競争力強化が進まない状況。

2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)

- ・中古車輸入解禁、関税率の変更、特別消費税の引上げ、Ownership taxの引上げ、完成車の輸入割当て制度(Import Quota)等、突然かつ頻繁な政策変更が実施、あるいは計画されている。
- ・このような不安定な政策は健全な市場成長に悪影響を与え、かつ多額の投資が必要な自動車メーカーにとって大きな懸念材料となっている。
- ・また、自動車産業発展のためには円滑な企業活動が行えるビジネス環境を整備することも重要であり、都市部の交通および港湾等インフラの整備、知的財産保護に関する法制度の整備・運用の徹底、基準調和・相互認証推進に向けた1958協定への加盟等の早期実施が望まれる。

3. 根拠法令及び条項

4. 行動計画

自動車産業・市場の発展に向けた安定的な自動車政策の立案・運営、およびビジネス環境の整備のためには、現地日系企業との日常的な対話を十分実施することとともに、過去4回開催したベトナム当局(計画投資省、商工省、財務省)と日本自動車工業会(JAMA)との会合を日越共同イニシアティブの下に位置づけ定期的に開催する。

行動計画の進捗

日本自動車工業会(JAMA)より、ベトナム当局に対し、日越間での意見交換を要請していないため、ベトナム当局とJAMAとの会合は開催されていない。  
2010年11月17日に行われたWT評価会合において、他のフォーラムとの間で重複があるため、本WTを解消すべきである旨合意された。

進捗の評価

-

## WT7-1(電力)(1)

## 「電源開発の促進」

ベトナム側関係機関	商工省、EVN、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>相変わらず電力が絶対的に不足している状態が続いており、停電が頻発することで、日常生活や工場の操業、通信等に影響を及ぼしている。このままではベトナムの経済成長のボトルネックになりかねない。電力不足を解決する為には、まずは電源開発を急ぎ、発電の絶対量を増やすことが重要である。具体的には、第6次電力マスタープランで策定された、新規発電所建設計画を遵守することが必要であるが、マスタープラン決定から1年後の現在、既に計画から遅れが出ている。本問題はベトナムの国内問題ではあるが、今後如何にしてマスタープランを実行するのかは、外資企業の進出・投資に大きな影響を与える問題である。</p> <p>なお、ベトナム政府は、国家指導委員会を設立し、第6次電力マスタープランの実行状況をレビューするため、四半期毎に会議を行っている。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
2007年7月18日付首相承認NO.110/2007/QD-TTg「第6次電力マスタープラン」	
4. 行動計画	
国家指導委員会の後(すなわち3ヶ月に一度)、ベトナム当局と日本側とで情報共有・意見交換を行う。	
行動計画の進捗	進捗の評価
2010年7月6日、商工省、関連省庁と日本商工会との会合が開催された。ベトナム当局より、第6次電力マスタープランの反省を踏まえつつ、現在第7次マスタープランの検討が行われている旨説明があった。ただし、電力事情が厳しいことから、電力供給につき、早急な対策、改善が求められる。	○(3ヶ月毎ではない)
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円借款での発電所建設事業支援多数(ガス火力(オモン)、石炭火力(ファーライ等)、水力(ダイニン等))。(JICA)</li> <li>・日本企業が参画する発電所建設プロジェクトに対し、JBIC輸出金融等での支援につき検討可能。</li> <li>・行動計画に記載したベトナム当局と日本側との情報共有・意見交換に際しては、日本側からも電力供給の状況に関する情報の提供を行う。(例えば、企業の停電に関する情報の提供等)</li> </ul>	

## WT7-1(電力)(2)

「IPP, BOO/BOT案件の促進」

ベトナム側関係機関	商工省、EVN、計画投資省
1. 現状の問題点	
<p>巨額な資金を必要とする電力インフラ整備には、国の資金、公的援助だけでは不十分であり、出来る限り民間資金を利用する必要があるが、現状IPPやBOO/BOT案件がスムーズに進捗しているとは言い難い。この最大の原因は、IPPやBOO/BOT事業者の選定のプロセス、タリフ交渉の方法が確立していないことにある。現在、NGHI SON IIの入札が進行中であるが、この入札を好例として、今後のIPPやBOO/BOT入札の仕組みを確立すべきである。具体的には、タリフ交渉を最後に行うのではなく、PPAの内容、政府保証の範囲等諸条件を明確にした上で、タリフを入札させ、最も競争力のあるタリフとしっかりした計画を提示したDEVELOPERを選ぶようにすれば、発注後DEVELOPERがファイナンスクローズするだけで建設開始出来、結果としてスムーズに進むものとする。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
78号細則(2007年)	
4. 行動計画	
<p>(1)NGHI SON II (#1 - #2)の入札を確実に実行する。  (2)第6次電力マスタープランのベースケースの2015年までに運転開始予定のIPP,BOO/BOT案件のうち、発注先の決まっていない案件については、NGHI SON II (#1 - #2)と同じく、入札を確実に実行する。フェーズ3終期までに入札を行わない案件については、入札の計画を明確にする。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>(1) NGHI SON II の入札については、入札要綱案を作成し関係省庁に協議しているところであり、2010年11月中には政府に報告、承認が得られ次第公表予定(遅くとも2011年当初)である旨、2010年11月17日開催の評価WT会合で確認された。  (2)2010年11月17日開催の評価WT会合において、NGI SON II の他2件のBOT入札案件が予定されており、それぞれ以下の状況であることが確認された。  -オモン2について、2010年7月までには入札できるよう準備中。  -ブンアン3について、用地計画に問題が発生したため、現在用地計画とプロジェクト立案を同時並行的に進めている。本案件を含め、越政府内でスピーディーな入札の遂行に向け努力がなされている。</p>	<p>(1) ○  (2) ○</p>
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<p>・本邦企業がIPP事業を実施する場合、円借款による発電機1号機支援を含め取水排水設備等発電コンプレックスの共通設備や周辺送変電施設整備を支援。(JICA)  ・投資金融による発電所建設支援等の検討が可能(フォーミー1,2,2,3における実績あり)。(JBIC)</p>	

## WT7-1(電力)(3)

「PPPスキームの導入」

ベトナム側関係機関	商工省、EVN、計画投資省、交通運輸省
1. 現状の問題点	
<p>現在計画されている多くの石炭火力発電所のほとんどにおいて、石炭輸送・港湾建設の問題がネックになっている。もともと多額の建設資金を必要とする電力インフラ開発において、パナマックスサイズの船が着岸可能な港湾(水深12m以上)建設は大きな負担となるが、発電所の第1期工事で、ODA資金を利用し、第2期以降に必要な港湾設備等を共通設備として建設すれば、第2期以降の民間資金導入がし易くなる。これはベトナムのインフラ開発に極めて有効なスキームだと考えるので、政府主導でPPPスキームの導入を検討して頂きたい。</p>	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
(1)PPP推進にあたっての法制度整備を行う。	
(2)PPPスキームによるプロジェクトの案件形成を図る。	
行動計画の進捗	進捗の評価
(1)計画投資省は、日本側(経済産業省、JICA等)の協力を得て、PPPの法制度整備を検討中。	(1)○
(2)計画投資省は、日本側(経済産業省)の協力を得て、PPPのパイロットプロジェクトに関し、F/Sを実施中。	(2)○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPP法運用に関する専門家派遣(2008年、JETRO)</li> <li>・PPP法制度整備ワークショップ(JICA)</li> <li>・本邦企業がIPP事業を実施する場合、JICA円借款による発電機1号機支援を含め取水排水設備等発電コンプレックスの共通設備や周辺送変電施設整備支援(JICA)</li> <li>・民間資金導入をJBIC投資金融等により支援することにつき検討可能(JBIC)</li> </ul>	

## WT7-1(電力)(4)

## 「送変電網及び配電網の整備」

ベトナム側関係機関	商工省、EVN
1. 現状の問題点	
<p>電力供給の改善の為に、電源開発(発電設備の増強)を行う事が絶対に必要だが、それと並んで欠かせないのが送変電網の整備である。第6次電力マスタープランでは送変電網の新設についても計画が策定されているが、これらを計画通りきちんと実行することが必要不可欠である。また、第6次電力マスタープランには含まれていないが、配電網の整備も重要であり、街中の配電線を整備し、盗電を防ぎ、電力料金を確実に徴収出来る設備を確立すべきである。なお、ベトナム政府は、EVNを中心に今後送変電計画の見直しを行い、その進捗は国家指導委員会の開催する四半期毎の会議でレビューする予定である。</p>	
2. 事例 (企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
<p>国家指導委員会の後(すなわち3ヶ月に一度)、ベトナム当局と日本側とで情報共有・意見交換を行う。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2010年7月6日、商工省、関連省庁と日本商工会との会合が開催された。NPT(EVN)からは、送変電プロジェクトの進捗は十分とは言えないが、発電した電力が送れないような事態は起きていないと説明あり。発電と同じく、第6次電力マスタープランの反省を踏まえつつ、第7次電力マスタープランを策定中であることが確認された。</p>	○(3ヶ月毎ではない)
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力技術トレーニングセンタープロジェクト(JICA)</li> <li>・セクターローン形式での円借款支援実績あり。必要に応じて更なる支援の検討も可能。(JICA)</li> </ul>	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p>・行動計画に従って3ヶ月に一度行われる日越間の会議では、ベトナム側からの情報共有のみならず、日本側からの支援についても意見交換を行う。(例えば、送変電網整備、電線地中化等の技術、運用・メンテナンスに関する日本側の知見の提供等)</p>	
日本側の進捗	

## WT7-1(電力)(5)

「省エネ及びDEMAND SIDE MANAGEMENT」

ベトナム側関係機関	商工省、EVN、計画投資省
1. 現状の問題点	
電力不足状況に対応する為に、電源開発や変送配電網の整備と併せ、省エネ、あるいはもっと広い意味でのDEMAND SIDE MANAGEMENTが必要である。2006年4月に、省エネ推進を目的として「2006-2015年における国家省エネルギープログラム(National Strategic Program on Energy Saving and Effective Use)」が首相承認されたものの、計画通り実施されているとは言い難い。	
2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）	
3. 根拠法令及び条項	
79 2006/QD-TTg 2006.4.14	
4. 行動計画	
国家省エネルギープログラムの実施促進に向け、必要な法令(省エネ法及び関連細則)の整備及び着実な執行を図る。	
行動計画の進捗	進捗の評価
省エネに関連する法制度整備、具体的施策が積極的に進められている。	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー促進マスタープラン調査(JICA)</li> <li>・省エネ法整備等制度構築に向けた、商工省への長期専門家の派遣</li> <li>・省エネ法整備、家電分野における省エネ基準・ラベリング制度構築等に向けた、研修生受入事業の実施</li> <li>・ベトナム側の省エネに向けた努力を円借款で支援する可能性があり(JICA)</li> <li>・個別の省エネプロジェクトに対して、日本企業が参画する場合はJBIC融資・出資・保証等による支援を検討可能(JBIC)</li> </ul>	



## ①港湾整備の着実な促進

## WT7-2(港湾・道路)(1)

ベトナム側関係機関

交通運輸省

## 1. 現状の問題点

現在Hai Phong地区でガントリークレーンを備えたコンテナバースはChuaVeターミナルのみである。南部ほどではないが、北部Hai Phong地区でも港の混雑は始まっており、年率20%以上で取扱高が増加し、今後益々輸出型企業の進出が見込まれることを鑑みると、大型コンテナ船の着岸可能なコンテナターミナルの建設が急務と思われ、現在計画中のLach Huyenターミナルの早期建設が求められる。

また、南部地区では昨今の急成長に伴い、コンテナ貨物は25%程度の成長率を示しており、この成長に伴い2006年のホーチミン近郊のコンテナ扱い量は400万TEUを超えている。また、2014年には1000万TEUを超える見込みであり、これに対応すべく4～5年前からカイレップ・チャーバイ地区で大型コンテナ船の受け入れが出来るように計画され、民間投資のコンテナターミナルも幾つか計画されている。民間コンテナターミナルのプロジェクトは既に、5つのプロジェクトが進行中であるが、ODAの工事においては、ようやく2008年10月に着工したところである。このままでは、3年後には需要が供給を上回り、活気付いたベトナムマーケットに、ブレーキが掛かる可能性を危惧している。

## 2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）

## 3. 根拠法令及び条項

## 4. 行動計画

北部、中部、南部の港湾の物流状況、インフラ整備の進捗について、ベトナム当局と日本側との定期的（3ヶ月に1回程度）な意見交換を行うと共に、港湾の整備計画を策定し、同計画を踏まえ、物流の実態に応じた着実な港湾整備を図る。

## 行動計画の進捗

## 進捗の評価

2009年10月29日、交通運輸省他関係機関と日本商工会との会合があり、ベトナムにおける港湾開発計画の素案について、意見交換が行われた。

2009年12月26日、港湾開発計画（2030年までの方向と2020年までのベトナム港湾システム開発計画）が首相決定された（首相決定第2190号）。

今後、交通運輸省は、同計画を踏まえ、着実な港湾整備を図る。2010年4月15日の交通運輸省との会合において、港湾開発計画をもとに、ラクフェン港を中心とした着実な港湾整備の推進が、確認された。

○

## 5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）

- ・港湾管理制度改革プロジェクト（JICA）
- ・深海港開発に対する円借款支援も想定可能。（JICA）
- ・ホーチミン市タンカンカトライ港税関機能強化計画（無償資金協力）

WT7-2(道路・港湾)(2)	
②港湾施設の改善	
ベトナム側関係機関	交通運輸省
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>現在Hai Phong地区でガントリークレーンを備えたコンテナバースはChua Veターミナルのみである。ガントリークレーンの不足が港湾の荷さばきにさらに時間を要している。各港湾は、投資を渋っているが、このままではすぐに容量がオーバーする。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>港湾施設(ガントリークレーン及び倉庫等)の増強計画を策定し、それを日本商工会にも開示し、意見聴取を実施する。具体的にはカイラン港のガントリークレーンの改修を促進する。ハイフォン港における港湾施設(ガントリークレーン、倉庫)の増強を行う。</p>	
<b>行動計画の進捗</b>	<b>進捗の評価</b>
<p>2009年10月29日、交通運輸省他関係機関と日本商工会との会合があり、港湾施設の増強について、意見交換が行われた。</p> <p>今後、カイラン港のガントリークレーンの改修の促進、及びハイフォン港における港湾施設の増強について、日越で継続して意見交換を行い、進捗をフォローする。2009年10月29日の度交通運輸省と会合においては、既存設備の老朽化対策へのWT側の質問に対し、「民間の設備であり、毎年投資の上、整備すると聞いている」と返答があったが、所轄するVinaMarine社からの出席はなかった。2010年4月15日に再度交通運輸省と会合、VinaLine社、VinaMarine社双方担当者が出席、カイラン港の新設ターミナルの開発予定に就き、説明があり、ガントリークレーン4基が設置されることが判明した。但し、カイラン港の既存のガントリークレーンの改修、ハイフォン港の港湾施設の増強に関する説明が十分ではなかった。これまで何度も交通運輸省との会合において、度重なる要請にもかかわらず、VinaLine社が出席したのは、この会合が初めてであり、VinaMarine社からは十分な回答を得たことはなかった。</p> <p>2010年11月18日に開催された評価WTについて、越側から日本側に対し、カイラン港及びハイフォン港の設備の現状について説明がなされた。特にカイラン港については、今後の設備増強計画について、会議後直ちに電子メールで情報提供が行われた。</p>	○
<b>5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理制度改革プロジェクト(JICA)</li> <li>・日本から設備を輸入する場合には、JBIC輸出金融による支援を検討可能(JBIC)</li> </ul>	

③工業団地、及び港湾へのアクセスの改善	WT7-2(道路・港湾)(3)
ベトナム側関係機関	交通運輸省、建設省
1. 現状の問題点	
工業団地入り口が道路片側からしか入れないところが多い、立体交差のICとして両側から進入可能な入口が必要。国道上の工業団地入口ではコンテナ車のUターンで安全を損ねている。港湾地区へのアクセスも、トラック、車両の専用路線の確保(車線の増加)、安全対策での立体交差、信号機などの調整が必要。	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
3. 根拠法令及び条項	
4. 行動計画	
工業団地と港湾地区へのアクセス道路を調査し、日本側と意見交換を行った後、安全性、利便性の向上のための対策(マスタープラン)を策定する。例えば、北部では5号線、南部では51号線を対象とする。具体的対策としては、ゾーンごとにICを設けたり、トラックの待機場所、サービスエリア、雨水排水等の整備を行う。	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>日本商工会は、2009年3月、道路の安全性と利便性向上のためのアンケート調査を実施し、そのアンケート調査に基づき、2009年4月に道路調査を行った。その道路調査の結果を踏まえ、2009年5月28日、日本商工会は交通運輸省に対して、道路の安全性と利便性向上のための具体的な改善要望を行った。</p> <p>2009年10月20日、交通運輸省より日本商工会に対して、道路整備計画の提供があり、2009年10月29日、交通運輸省他関係機関と日本商工会との会合を実施。北部国道5号線沿いの工業団地へのアプローチ道路について、意見交換を行った。2010年3月、JICA北部安全性交通向上計画(円借款)の実施コンサルタントと意見交換を実施、4月15日にMOTと協議、4月20日にJICA円借款業務の実施機関(TS PMU)と協議、その結果を踏まえ、省人民委員会、JICA円借款業務コンサルタントと現地踏査、要望通りの箇所に横断歩道と歩道橋が設置されることとなり、設計が実施された。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
・北部交通安全性向上計画(JICA)	

## 「通信サービスの向上」

ベトナム側関係機関	情報通信省、各通信事業者(VNPT 他)
1. 現状の問題点	
<p>【通信インフラの重要性】 通信技術の急速な進歩は、音声/メール/3D画像/動画等の様々な情報を、場所や国境を意識せず交流させ、国民の生活をより豊かにし、国家の経済発展に大きく寄与すると言われている。</p> <p>ベトナムに進出している多くの日本企業においては、現地事業の拡大、海外からの生産ラインのシフトが進み、日越間で流れる情報量は飛躍的に増加している。また、企業間を結ぶ情報通信インフラは、開発/設計/生産/販売の企業活動を支えており、今や情報通信インフラは、ベトナムへの進出企業にとって生命線となっている。</p> <p>課題1:【インターネット通信及びビジネス通信回線、専用線(Private Line)、IP-VPN(Private Virtual Network)の高速化と料金値下げ】      具体的には、(1)インターネット利用者急増に対し、海外通信向けのバックボーン帯域が狭く、ボトルネックとなっており、特に日本向けインターネットの速度は極めて遅いと利用者の声が多い。(2)ビジネス通信回線の10Mbps以上の高速サービスが普及しておらず、生産性向上の促進ができない      (3)ビジネス通信、専用線(Private Line)、IP-VPN(Private Virtual Network)の料金が高額すぎるため、各工場等の企業はインターネットを利用せざるを得ない状況にあるが、インターネットはオープン網でありセキュリティ上問題がある。また通信速度についても動画等の一般の通信トラフィックと一緒に流れるため遅延も問題となっている。本来、企業情報は、一般の通信を遮断した閉域網(専用線等のビジネス通信回線)の利用を求められている。</p> <p>課題2:【インターネット・ビジネス通信、専用線(Private Line)、IP-VPN(Private Virtual Network)の安定性・信頼性の向上】      ネットワーク故障により、越国内事業所との間でリアルタイムで取引情報が共有出来ない、工場の生産ラインが止まるといった問題が生じるなどビジネスに大きな影響を与えており、企業が通信に求める安定性や品質は、年々高まっている。</p>	
2. 事例(企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。)	
<p>【通信速度・料金】</p> <p>(1)ADSLサービスの1Mbps以上の速度を契約しても、時間帯によっては実行速度が100kbpsの場合もあり、ファイル転送、Web、TV会議を必要な時に使えない場合がある。</p> <p>(2)日越インターネット料金比較(参考)</p> <p>ADSL 【日本】24Mbps(下り)/月額37\$ 【ベトナム】1Mbps(下り)/月額24\$      光 【日本】100Mbps/月額67\$ 【ベトナム】12Mbps/月額357\$</p> <p>(3)各国のビジネス通信(例:IP-VPN)接続料金比較。ベトナムは日本の8倍、シンガポールの4倍(2008年4月時点)</p> <p>【通信安定性】</p> <p>(1)通信機器切换工事、定期保守に伴う人的ミスや、道路掘削工事によるケーブル断による長時間通信断。      (2)工業団地近郊の通信局舎設備の老朽化のため、大雨、雷等により通信断。      (3)中継通信事業者と地域通信事業者と連携が難しいため、故障区間特定に時間を要す。      (4)複数の宛先の同報メールを送信する場合、宛先が多くなるとメール送信が出来ないという不具合が頻発。      (5)日本向けのインターネットトラブルにより、約1週間、日本宛てのメール送信不安定であった。</p>	
3. 根拠法令及び条項	
参考: WT/ACC/VNM/48/Add.2 (27 October 2006) p20	
4. 行動計画	
<p>(1)現状課題の洗い出しと、具体的な改善目標設定に向けて、日越合同ワークショップ開催する(2009年2月)。      日越合同ワークショップでは、インターネット・トラフィック測定した結果等を踏まえて、以下のような課題の検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>インターネットバックボーンの容量拡大に向けた計画の策定</li> <li>工業団地等のインターネット通信の利用頻度の多い地域を対象に、高速インターネットの提供を検討(既に高速インターネット提供の計画がある場合は、その情報共有を含む)</li> <li>高速のビジネス通信サービス(10Mbps以上)の利用要望の強い企業を対象とした高速ビジネス通信サービスを提供するパイロット・プロジェクトの実施(パイロット・プロジェクトは、ベトナム北部(ハノイ周辺)と南部(ホーチミン周辺)とする)</li> <li>ビジネス通信サービスの料金値下げの検討・段階的な実施</li> <li>その他、具体的な事例に基づき、安定性・信頼性向上に向けた対策の検討(個別事例の解決ではなく、他企業、地域への水平展開を念頭においた対策の検討)</li> </ol> <p>(2)日越合同ワークショップの後に、通信サービスの向上のために日越両側の合意する具体的な協力案件がある場合には、日越でワーキング・チームを設置し、実行する。</p>	
行動計画の進捗	進捗の評価
<p>2009年11月9日 情報通信省と日本商工会は、日越合同ワークショップ開催について打合せ実施。以下を内容とする日越合同ワークショップを2010年3月25日に実施した。</p> <p>・開催時期:2010年3月25日</p> <p>・内容:</p> <p>(1)情報通信省及び各通信事業者(VNPT、Vittel、FPT等)から今後の通信計画に付説明      (2)通信環境に関する日本企業の要望を説明      (3)日本の専門家により日本の情報通信技術の状況についての説明</p> <p>本ワークショップでは、日系企業からの要望の共有化と、MIC及びベトナム通信会社各社から今後の施策について報告があり大変意味のある会合が開催された。</p> <p>2010年11月19日に開催された評価WTでは、通信速度や速度の測定方法についてMICと課題を共有した。本会合の結果、11月26日に日本側から要望を書面で提出し、12月3日までに越側から情報提供が得られることを確認した。</p>	○
5. 実施中又は実施予定の日本側支援(ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む)	
・日越合同ワークショップの実施に際し、通信の専門家を日本から派遣することを検討する。	
6. 日本側支援に対する要望と日本側の対応	
<p>情報通信省より、通信サービスの向上のため、日本商工会に対して以下の要請があった。</p> <p>・インターネット通信及びビジネス通信回線、専用線(Private Line)、IP-VPN(Private Virtual Network)について、契約通りのサービスが受けられない場合、日本企業は契約している通信事業者に意見書を送付する。意見書を発出したにも関わらず、通信事業者が適切に解決を行わない場合には、日本企業は情報通信省(監査部又は技術管理部)に対して、その旨を記した文書を送付する。</p> <p>・日本企業は、高速回線の提供、通信の安定性等の要望がある場合には、通信事業者に要望書を送付する。</p>	
日本側の進捗	

## WT7-4(都市内交通)

「都市内交通の安全性・利便性の向上」

ベトナム側関係機関	ハノイ市、ホーチミン市、交通運輸省、公安省、計画投資省
<b>1. 現状の問題点</b>	
<p>ハノイ市、ホーチミン市等の大都市圏では、都市の発展にともない交通量が増加しているにもかかわらず、それに対応した交通インフラの整備が追いついておらず、また、交通安全に対する市民の意識が低いこと、交通渋滞や交通事故等が頻発している。</p> <p>また、公共交通機関がバスのみで、かつそのネットワークが不十分であるため、通勤手段として使えない等、利便性が低い。</p>	
<b>2. 事例（企業名等を開示しない場合は「A社」等とする。）</b>	
<p>路上駐車による走行道路面積の減少/歩道上での車・バイク駐車・走行による歩行者危険度増/交通量の多い時間のゴミ収集/路地裏や旧市街への通過車両進入/バスベイのないバス停での後続車渋滞/ショッピング・飲食施設周辺、旧市街地での渋滞/交差点での渋滞/一方通行道路での4輪と2輪の交差/信号無視の4輪、2輪、歩行者/中央車線を越えた走行による対向車線渋滞/違法タクシー/運転中の携帯電話通話/4輪・2輪の飲酒運転</p> <p>ベトナム南部ドンナイ省のある工業団地においては、スタッフの40%は地元採用であり自分で通勤しているが、60%はホーチミン市内から会社の車で送迎している。この事例が示すように、一般的にホーチミン市内から市外の工業団地に通勤しているスタッフは市内で生活することに固執する傾向が強いので、通勤バスなどの利便性を向上させるなど公共交通機関の充実・強化が必要である。</p>	
<b>3. 根拠法令及び条項</b>	
<b>4. 行動計画</b>	
<p>(1)2008年12月末までに、安全性に問題のある箇所・時間帯および渋滞箇所・時間帯の調査を行う。その結果に基づき、行動計画（道路、駐車場等のインフラ整備、道路交通法に基づく取締り強化等）を2009年12月までに作成する。</p> <p>(2)交通安全教育の実施 年に一度交通安全週間を設定し、全国規模で交通安全教育を実施する。</p> <p>(3)都市内のみならず工業団地への通勤を含めた郊外への公共機関（例えば、バス）の充実を図る（例えば、バス路線を増設する等）。</p> <p>(4)計画投資省はホーチミン市に対し、以上の項目のうちホーチミン市において対応可能なものについて、実施を促す。</p>	
<b>行動計画の進捗</b>	<b>進捗の評価</b>
<p>(1)ハノイ市交通局により、2008年12月までに安全性に問題のある箇所・時間帯および渋滞箇所・時間帯の調査が行われ、2008年12月に行動計画案「PLAN 30」が作成され、人民委員会の承認を得た。これに基づいて現在、渋滞解消のためのさまざまな方策が実施されていることが確認された。</p> <p>(2)2009年に交通安全週間が、2010年9月に交通安全月間が実施され、全国規模で交通安全教育等が行われたことを確認した。</p> <p>(3)2009年11月5日、ハノイ市人民委員会交通局他関係機関と日本商工会との会合を行い、公共機関の充実（バス路線の増設）が実施されていることを確認した。</p> <p>(4)計画投資省は、ホーチミン市に対し、実施を促しており、ホーチミン市からの回答待ち。</p>	<p>(1)○</p> <p>(2)○</p> <p>(3)○</p> <p>(4)△</p>
<b>5. 実施中又は実施予定の日本側支援（ODAに限定せず、企業からの直接の協力を含む）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハノイ交通安全人材育成プロジェクト、道路交通安全マスタープラン策定計画調査（JICA）</li> <li>・円借款によりベトナム北部国道交通安全強化事業を実施中（JICA）</li> <li>・ハノイ市における公共交通を基盤とした地区開発手法調査（JICA）</li> <li>・円借款によりホーチミン市都市鉄道建設事業、サイゴン東西ハイウェイ建設事業、ハノイ市環状3号線整備事業等を実施中（JICA）</li> <li>・円借款によるハノイ市における地下鉄建設事業支援等が想定される（JICA）</li> </ul>	